



平成 25 年 12 月 27 日

各 位

会社名 新東工業株式会社
代表者名 取締役社長 永井 淳
(コード番号 6339 東証・名証第一部)
問合せ先 執行役員
コーポレート部長 春田 則之
(TEL. 052-582-9211)

当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、シモダ産業株式会社(以下「原告」という。)から提起された訴訟(以下「本件訴訟」という。)に関し、平成 25 年 12 月 25 日に新潟地方裁判所長岡支部において、判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

本件訴訟は、当社が平成 15 年 12 月に原告に納入した ASR 溶融リサイクル設備(以下「本件設備」という。)が、平成 19 年 7 月に発生した新潟県中越沖地震によってほぼ全壊したところ、原告から、平成 20 年 2 月 4 日付訴状等によって、当社および連結子会社の株式会社シーエフエスが、本件設備には重大な瑕疵があり、本件設備の請負契約に関わる瑕疵担保責任に基づいて、本件設備の建て替え費用に相当する 14 億 4059 万円の損害賠償請求を受けた事案です。

これに対し、当社としては、本件設備は地震発生前には原告において活発に操業されており、重大な欠陥は存在せず、全壊によって使用不能となった原因は、新潟県中越沖地震によるものであり、原告の主張する損害賠償請求は失当である旨を裁判で主張してまいりました。

2. 訴訟を提起した当事者

- (1)商号：シモダ産業株式会社
- (2)所在地：新潟県柏崎市松波二丁目 6 番 43 号

3. 判決のあった年月日および裁判所

- (1)判決日：平成 25 年 12 月 25 日
- (2)裁判所名：新潟地方裁判所長岡支部

4. 判決の内容

判決は、本件設備に瑕疵が存する旨の原告の主張は理由がなく、原告の請求を棄却する内容で、当社の主張が全面的に認められました。

5. 今後の見通し

原告からこの判決を不服として控訴された場合には、引き続き当社の正当性を主張してまいります。尚、本判決による業績への影響はありません。また、今後の事態の推移によって適時開示が必要になった場合には、速やかに開示いたします。

以 上